

戸籍謄本・抄本などに関する郵送による請求の方法について

（第三者（法人）請求用）

下記の①～⑦を同封の上、お送りください。

①戸籍謄本・抄本などに関する請求書（郵送用・第三者（法人）請求用）

記入漏れのないようご確認ください。（特に昼間の連絡先・電話番号を必ずご記入ください。）

②現に請求の任に当たっている方の本人確認書類の写し

※確認書類の種類によって1点確認と2点確認があります。

1点確認書類	2点確認書類（2種類必要）
個人番号（マイナンバー）カード、 運転免許証、運転経歴証明書、 在留カード、身体障害者手帳、療育手帳 など	（イ）健康保険の資格確認書、健康保険証、 後期高齢者医療被保険者証、 介護保険証、年金手帳、年金証書、 旅券（パスポート）など
	（ロ）学生証、社員証、会員証、預金通帳 など
※ 2点確認書類の場合は、（イ）の書類1点と（ロ）の書類1点、もしくは（イ）の 書類2点	

※個人番号（マイナンバー）カードの写しを送付する際は、顔写真のある面のみご郵送ください。

③権限確認書類の写し

- ・代表者が請求する場合は、代表者の資格証明書（登記事項証明書の写しなど）が必要です。
- ・担当者が請求する場合は、社員証の写しなどが必要です。

④法人の所在地が確認できる書類

- ・法人ホームページ内で法人の所在地が確認できるページの写しなどが必要です。

⑤返信用封筒

- ・表に法人所在地、法人名、担当者氏名などを書いて郵便切手を貼ってください。
- ・通数の多いときは、切手を多めに貼っていただくか、同封してください。

※速達の場合は、別途速達料分の切手が必要になります。

⑥定額小為替又は普通為替

- ・手数料に相当する額のをゆうちょ銀行または郵便局でご購入ください。

（残金は定額小為替にて返金いたします。）

戸籍謄本（全部事項証明）、抄本（個人事項証明） 1通 450円

除籍謄本、原戸籍謄本 1通 750円

戸籍の附票（市区町村により異なる・熊谷市の場合） 1通 200円

- ・為替には何も記入しないでください。

⑦疎明資料

- ・第三者による請求の場合は、戸籍などの請求が正当なものであることが確認できる疎明資料（契約書の写しなど）が必要です。
- ・請求書に請求理由を詳しくご記入ください。

⑧その他

- ・「請求書の記入漏れ」や「使用目的が相当と認められない場合」は交付できません。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けた時は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法133条）

◆ご不明な点は下記へご連絡ください。

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所 市民課 管理係

電話048-524-1111 内線267